

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

○ 優良図書 の 推奨

○ 有害図書 の 指定

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の辞退

○ 構造計算適合性判定を委任した指定構造計算適合性判定機関からの変更の届出

【公告】

○ 国土調査の成果の認証

○ 一般競争入札の実施

【教育委員会】

○ 岡山県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則
(県例規集登載)

【内水面漁場管理委員会】

○ 第二百三十三回岡山県内水面漁場管理委員会の開催

【正誤】

○ 大規模小売店舗の変更の届出の縦覧の正

経営支援課

内水面漁場管理委員会

教育委員会

警察本部会計課

課

中山間・地域振興

建築指導課

健康推進課

”

年課

男女共同参画青少年課

誤

目次

担当課（室）

令和元年6月11日 岡山県公報 第12099号

◎岡山県告示第二百七十八号

岡山県青少年健全育成条例(昭和五十二年岡山県条例第二十九号)第七条の規定により、青少年の健全な育成のため特に有益であると認められる図書を次のとおり推奨する。
令和元年六月十一日

番号	図 書 名	著 者	発 行 所	対 象
1	どうぶつペンやさん	さとう めぐみ	ひかりのくに	幼 児
2	へいわとせんそう	たにかわ しゅんたろう Noritake	ブロンズ新社	小学生(低)
3	すごいぞ、さか立ちする文字！ アンビグラム暗号のなぞ	ノムラ イッセイ フルカワ マモる	角 川 書 店	〃 (中)
4	さわって学べるプログラミング図鑑	キキ・プロッツマン 石 戸 奈々子	学研プラス	〃 (中)
5	チェンジ・ザ・ワールド！ 世界を変えた14人の女性たち	スーザン・ワッド 13人のすばらしき女性画家	フレーベル館	〃 (中)
6	チギータ！	渋谷 弘 子 蒔 田 浩 平	ポ プ ラ 社	〃 (高)
7	災害にあったペットを救え	佐 藤 真紀子 高 橋 うらら	小 峰 書 店	〃 (高)
8	キヤブテンスマークと銭湯と	佐 藤 いつ子 佐 藤 真紀子	角 川 書 店	中 学 生
9	夢見る人	パム・ムニョス・ライアン ピーター・シス	岩 波 書 店	〃
		原 田 勝	訳	

令和元年6月11日 岡山県公報 第12099号

◎岡山県告示第二百七十九号

岡山県青少年健全育成条例（昭和五十二年岡山県条例第二十九号）第十条第一項の規定により、青少年の健全な育成を害するおそれがある図書を次のとおり指定する。

令和元年六月十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

番号	種別	名称	発行者等
1	月刊誌	封印お宝スキャンダル vol.009	2019年6月号 マインウェイン出版
2	〃	恋愛宣言PINKY	2019年6月号 秋水社
3	雑誌	週刊実話 ザ・タプー	7月6日号 日本ジャーナル出版
4	〃	封印解禁 戦慄の真相究明ファイル	ダイアプレス

◎岡山県告示第二百八十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

令和元年六月十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定を辞退した医療機関

名称

所在地

辞退年月日

圓クリニク

倉敷市松島一〇八二一八

平成三十一年三月三十一日

令和元年6月11日 岡山県公報 第12099号

◎岡山県告示第二百八十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の三十五の八第二項の規定により、構造計算適合性判定を委任した指定構造計算適合性判定機関から次のとおり変更の届出があった。

令和元年六月十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 指定構造計算適合性判定機関の名称
株式会社国際確認検査センター

二 変更の内容

指定構造計算適合性判定機関の住所の変更

新…東京都中央区京橋二丁目八番七号

旧…大阪府大阪市中央区北浜三丁目七番一二号

三 変更の年月日

令和元年六月一日

令和元年6月11日 岡山県公報 第12099号

〔二二五〕 国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和元年六月十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
真庭市	平成二十九年四月 ） 平成三十一年三月	真庭市 地籍図及び 地籍簿	田原の一部	令和元年六月四日
真庭市	平成二十九年四月 ） 平成三十一年三月	真庭市 地籍図及び 地籍簿	勝山の一部	令和元年六月四日
里庄町	平成二十九年五月 ） 平成三十一年二月	里庄町 地籍図及び 地籍簿	大字里見の一部①	令和元年六月四日
里庄町	平成二十九年五月 ） 平成三十一年二月	里庄町 地籍図及び 地籍簿	大字里見の一部③	令和元年六月四日

令和元年6月11日 岡山県公報 第12099号

〔二二六〕政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和元年六月十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

1 調達内容

- (1) 借入件名及び数量
交通事故現場図化用機器 一式
- (2) 借入物件の特質等
- (3) 借入説明書及び借入仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。

(3) 借入期間

令和元年11月1日から令和6年10月31日まで

(4) 借入場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

入札金額は、全ての借入物件の本体価格のほか、輸送費及び入札説明書等に記載する作業等に要する一切の諸経費を含めた額とし、1月当たりの単価（本件借入に係る物件を5年間借り受けるものとして算定したリース料総額の60分の1に相当する額）を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 令和元年度に県が発注する物品の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成31年岡山県告示第30号（物品の売買、修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ている者で、格付区分が

令和元年6月11日 岡山県公報 第12099号

Aであるものであること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。

(3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加資格者の資格審査要領（平成19年岡山県告示第306号）の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

(4) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加除外等要領に基づき入札参加除外の措置を受けている者でないこと。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

3 競争入札参加資格の申請手続

この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。

(1) 申請書の入手先、提出先及び問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課管理班（岡山県庁2階）

電話（086）226-7538

(2) 申請書の提出期限

令和元年7月29日（月） 午後4時

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒700-8512 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県警察本部警務部会計課契約担当

電話（086）234-0110 内線2216

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

令和元年6月11日 岡山県公報 第12099号

令和元年6月11日（火）から同年7月29日（月）まで（岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）

イ 交付方法

(1)の場所以て交付する。

また、郵送による交付を希望する場合は、交付に必要な期間を十分に考慮し、返信用封筒及び返信に必要な切手等を同封し、(1)の場所に請求すること。なお、交付する入札説明書等は、縦297ミリメートル、横210ミリメートル、重さ120グラムであるので、注意すること。

(3) 入札書の受領期限

令和元年7月31日（水） 午後4時

(4) 開札の日時及び場所

令和元年8月1日（木） 午前11時

岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県警察本部警務部会計課分室（岡山県庁地下1階）

5 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第131条及び第133条の規定による。

(3) 契約保証金

岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札書を受領期限までに提出するとともに、入札説明書に示す書類を作成し、令和元年7月29日（月）午後4時までに、入札説明書で示す場所に提出しなければならない。

また、入札参加希望者は、契約担当者から提出した書類等に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

(5) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札

に係る入札書は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否
要

(7) 落札者の決定方法
岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 適用税率
この一般競争入札に基づく契約の契約金額に係る消費税及び地方消費税の額が変更となる場合は、当該契約の変更を行うことがある。

(9) その他
詳細は、入札説明書による。

6 Summary

(1) Name and quantity of the products to be leased :
Digital stereo camera system 2 set and Digital photogrammetric analysis system 1 set

(2) Lease period :
From 1 November, 2019 through 31 October, 2024

(3) Delivery place :
Specified in the bid explanation form

(4) Time limit for tender :
4:00 P.M. 31 July, 2019

(5) Contact point for the notice :
Finance Section, Okayama Prefectural Police Headquarters
2-4-6 Uchisange, Kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, 700-8512,
Japan

Telephone : 086-234-0110, Ext. 2216

◎岡山県教育委員会規則第七号

岡山県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則を次のように定める。

令和元年六月十一日

岡山県教育委員会

岡山県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則

(目的)

第一条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号。以下「法」という。）第四十七条の六の規定に基づき、岡山県立学校（以下「学校」という。）における学校運営協議会（以下「協議会」という。）の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置等)

第二条 法第四十七条の六第一項の規定に基づき、岡山県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、学校ごとに協議会を置くように努めるものとする。

2 教育委員会は、協議会を置こうとするときは、あらかじめ、対象学校（当該協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。以下同じ。）の校長の意見を聴くものとする。

(組織)

第三条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、十五名以内とし、法第四十七条の六第二項第四号の教育委員会が必要と認める者は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する者とする。

- 一 対象学校の校長その他の職員
- 二 学識経験のある者
- 三 関係機関の職員
- 四 その他教育委員会が適当と認める者

2 教育委員会は、委員を任命しようとするときは、あらかじめ、対象学校の校長の意見を聴くものとする。

(学校の運営に関する基本的な方針に定める事項等)

第四条 法第四十七条の六第四項の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 経営計画に関する事項

二 組織編制に関する事項

三 予算執行に関する事項

四 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

2 対象学校の校長は、法第四十七条の六第四項の規定による承認を得た基本的な方針に従い、当該対象学校の運営を行うものとする。

(意見の聴取)

第五条 協議会は、法第四十七条の六第六項の規定により教育委員会に対して意見を述べようとするときは、あらかじめ、対象学校の校長の意見を聴くものとする。

(職員の任用に関する意見の対象となる事項等)

第六条 法第四十七条の六第七項の教育委員会規則で定める事項は、対象学校の運営に関する基本的な方針の実現に資する職員の任用に関する事項（特定の個人に係るものを除く。）とする。

2 前条の規定は、法第四十七条の六第七項の規定により協議会が教育委員会に対して意見を述べる場合について準用する。

(学校の運営に関する評価)

第七条 協議会は、対象学校の運営状況について、少なくとも毎年度一回、評価を行うものとする。

(委員の任期)

第八条 委員の任期は、任命の日から同日の属する年度の末日までとする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員の服務)

第九条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 委員は、在任中、次に掲げる行為をしてはならない。

一 協議会及び対象学校の運営に著しい支障を来す言動を行うこと。

二 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。

三 前二号に掲げるもののほか、委員としてふさわしくない言動を行うこと。

(委員の解任)

第十条 教育委員会は、委員が次の各号のいずれかに該当するときは、その委員を解任することができる。

一 辞任の申出を行ったとき。

二 前条（第一項後段を除く。）の規定に違反したとき。

三 心身の故障のため職務を執行することができないと認められるとき。

2 教育委員会は、委員を解任しようとするときは、あらかじめ、対象学校の校長の意見を聴くものとする。

3 教育委員会は、第一項の規定により委員を解任するときは、当該委員に対してその理由を示さなければならない。

（会長及び副会長）

第十一条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第十二条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

4 議決事項について、利害関係を有する委員は、当該議決事項に関して議決権を有しないものとする。

（会議の公開）

第十三条 協議会の会議は、公開するものとする。ただし、職員の採用その他の任用に関する事項について審議する場合その他協議会が特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

2 協議会の会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、会長に申し出なければならない。

3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

（指導及び助言等）

第十四条 教育委員会は、協議会の運営状況についての確かな把握を行い、必要に応じて、協議会に対し、指導及び助言を行うものとする。

2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な活動を行うことができるよう、

情報の提供に努めるものとする。

(適正な運営の確保に必要な措置に係る通知)

第十五条 教育委員会は、法第四十七条の六第九項の規定により、協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じようとするときは、あらかじめ、理由を付してその旨を書面により対象学校に通知しなければならない。

(委任)

第十六条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営その他協議会に関し必要な事項は、教育委員会教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(岡山県立学校の管理運営に関する規則の一部改正)

2 岡山県立学校の管理運営に関する規則(平成十三年岡山県教育委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第七十条第一項に次のただし書を加える。

ただし、次条に規定する学校運営協議会を設置する学校については、この限りでない。

第七十条の次に次の一条を加える。

第七十条の二 学校に、学校運営協議会を置くように努めるものとする。

2 学校運営協議会に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

◎岡山県内水面漁場管理委員会公示第二号

岡山県内水面漁場管理委員会事務規程第五条第一項の規定により、第二百三十三回岡山県内水面漁場管理委員会を次のとおり開催する。

令和元年六月十一日

岡山県内水面漁場管理委員会

会 長 加 藤 卓 夫

一 日時

令和元年六月二十七日（木）

午後二時から

二 場所

岡山市北区丸の内一丁目九番六号

児島湾漁村センター

TEL（〇八六）二二五―三八五四

三 議題

第一号議案 第五種共同漁業権に係る遊漁規則の変更について

一・終わりが ら七 一・終わりが ら一五	頁・行
出井 武美	誤
井出 武美	正

〔九〕令和元年五月二十四日付け公布岡山県公告（大規模小売店舗の変更の届出の縦覧）に誤りがあった。